



令和3年3月22日

羽曳野市 報道提供資料

(問合せ先)
教育委員会事務局
学校教育室 教育総務課
担当 木村・高井
電話：072-958-1111(代)
内線 4110

羽曳野市教育委員会は、令和3年3月22日、職員の不祥事案について、次のとおり懲戒処分を行いました。

1. 処分日

令和3年3月22日

2. 被処分者

生涯学習室社会教育課青少年児童センター 課長補佐
52歳 男性

3. 処分内容

懲戒処分 戒告

(根拠法令・地方公務員法第29条第1項第2号)

4. 処分事由概要

被処分者は、自身の週休日である令和3年1月26日に保健所から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者であるとの連絡を受け、PCR検査を受けた。

被処分者は、職員向けの感染症対応マニュアルに定められている上司(館長)への報告をしないまま、翌1月27日に出勤し、その後陽性が判明した。

その結果、同一所属である職員全員が濃厚接触者となり2週間の自宅待機に、また、同センターも3日間休館することになった。

所属職員が勤務につけなかった間、通常どおり開館できたものの他部署からの応援が必要となり、その業務にも影響を与えることとなった。

よって、令和3年3月22日付けにて上記処分を行った。

高井 基晴(たかいもと)はる)教育次長コメント

「社会全体が感染拡大防止に努めている中、あってはならないことであり、二度とこのようなことが起こることがないように、職員への周知徹底に努めてまいります。」